

まちづくりの大切なルールができました!

長崎市

よかまちづくり

★ 基本条例 ★

参画

と

協働

によるまちづくり

長崎のまちを
みんなでつくろう

自分たちのまちは
自分たちで
よくしましよう



長崎市

長崎市よかまちづくり基本条例って、なに？

長崎市版の自治基本条例として、平成27年12月1日 スタートしました！

「まちづくりの基本的な考え方やルール、まちづくりのさまざまな担い手の役割分担など」を定めた条例です。

どうして、条例が必要なの？

人口減少や少子化・高齢化の進行による社会状況の変化、公共分野への市民参加や地方分権の進展など、私たちを取り巻く社会は大きな転換期を迎えています。

どのような時代の変化にも対応できるよう、市民の皆さんや、議会、行政など、あらゆるまちづくりの担い手である「私たち」のつながりをさらに強め、広げて、お互い協力して、まちづくりを進めることが重要です。

そのための「まちづくりの役割分担やルール」が必要であることから、条例を制定しました。



この条例の特徴は？



- （仮称）長崎市自治基本条例検討市民懇話会及び長崎市自治基本条例検討委員会などで、市民の皆さんと行政が協働し、時間をかけて条例の必要性から議論を積み重ねて、つくりあげてきた条例です。
- あらゆるまちづくりの担い手が、条例の考え方を共有して、まちづくりに取り組むことを「宣言」するスタイルです。
- 条例名称は、長崎地方で、「よろしい。良い。」という意味で使い表現している方言「よか」を使ったネーミングとしています。
- より多くの市民の皆さんにとって分かりやすい全8条から成るシンプルな構成とし、読みやすいように、「です・ます」調で表現する口語体の条文にしています。

条例ができるとどうなるの？

この条例により、市民の皆さんがまちに関心を持ち、まちづくりへの取組みを出来る範囲で少しでも広げることにより、参画と協働によるまちづくりが活発になります。

また、現在まちづくりに取り組まれている皆さんの活動を後押しするための条例であることから、条例を拠り所として、新たな活動を展開するなど、さらにまちづくりの取組みが盛んになると考えています。



条例には何が書いてあるの?

長崎市が目指すまちづくり

「まちづくりの宣言」(第1条)

あらゆるまちづくりの担い手である“私たち”がお互いのつながりをさらに深め広げ、「参画」と「協働」による長崎らしいまちづくりを進めることを宣言しています。



長崎のまちを
みんなでつくろう

自分たちのまちは
自分たちで
よくしましよう

という気持ちを共有することが大事んですよ。



「まちづくりの基本理念」(第3条)

- 豊かな自然や歴史と文化を守り、活かしながら、だれもが訪れたくなる魅力あるまちづくり
- 地域や人がつながり、だれもが安全・安心に暮らせる住みやすいまちづくり
- 被爆の実相や体験を継承し、平和を発信し続けるまちづくり



どうやって、
実現するの?

そのために、
何をするの?



「まちづくりの基本原則」(第4条)

この「まちづくりの基本理念」を実現するため、まちづくりにあたっての基本的な決まりごとや基本的な進め方として、3つのルールを定めています。

大切な3つのルール

情報共有

まちづくりの取組みに応じて、まちづくりの担い手の間で、行政が伝える情報だけではなく、それぞれが持っている情報を、必要に応じて共有すること

参画

市民の皆さんが高い当事者意識を持って、自らの意思でまちづくりに参加すること

協働

あらゆるまちづくりの担い手同志がつながり、強い信頼関係のもと、それぞれの強みを出し合い、助け合い協力して、まちづくりに取り組むこと



情報共有

重要なポイント

情報をお互いに出し合えば、まちづくりへのアイデアが生まれます。お互いの考え方への理解も深まります!



どうしたら、情報を共有できるの？

広報ながさきは、市の計画やお知らせなどを、親しみやすく、分かりやすく工夫して、毎月1回発行しています。



ホームページを見てください。コールセンターでも案内しています。



私も、市で何をしているのかを知つておかなくっちゃね。



市役所が出す情報を共有するだけでいいの？

パブリック・コメントや情報公開も行っていますよ。

市役所では、仕事の計画、実施、評価の時など、情報を提供していきます。



まちづくりの取組みに応じて、さまざまな担い手の間で出し合い共有することも、情報共有なんですよ。



さまざまな参画の制度や仕組み

いろいろな制度がたくさんあるんですね。



情報公開制度

市民の皆さん、「知りたい、見たい」と思う市政に関する情報が記録された文書の公開を行っています。

参画

重要なポイント

みんなが当事者意識をもって、できる範囲でできることに取り組むことで、自分たちのまちをもっとステキに！



自治会活動に参加しましょう。



住民説明会・意見交換会など、参加してね。



あなたも、**附属機関等の委員**になって、意見を出し合いませんか！
傍聴もできますよ！

パブリック・コメント制度

本市の重要な計画や条例を定める場合は、市民からの意見を公募する手続きを実施し、広く市民の意見を聞くことに努めています。パブリック・コメント制度を適用したときは、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する市の考え方を公表しています。

附属機関等の公開と公募委員

附属機関及び懇話会等の会議は、原則として公開しています。また、附属機関等の委員については、法令に定めがある場合等を除き、関係団体など幅広い層から選任すると併せ、市民からも公募しています。

住民投票

市政に係る重要事項について、住民の意思を把握するための制度です。住民からの直接請求等により、その事項ごとに住民投票条例を制定して、実施することとなります。

協 働

重要なポイント

それぞれの立場を理解し、
様々な分野で強みを出し合い、
つながることで、大きなパワーが生まれます!



ほかにも、このような取組みについては、長崎市市民協働推進室のホームページ（「ながさき市民力ネット」で検索）に掲載の情報誌 **that's 市民力** **検索** でもご紹介しています。★

3つのルールを基に、みんなでまちづくりに取り組みましょう！

市民、議会、行政、それぞれに役割や責務があるんだね。

・歴史ある長崎のまちと、「みんなでまちをつくるという気持ち」を受け継ぎ、未来を担う子どもたちに引き継ぎ「継承」します。

☞10ページ 第5条

まずは、自分で身近にできることから始めましょうね。



市民の役割

情報共有

3つのルール

議会の責務



行政（市長等・職員）の責務



参画

協働

・市政における二元代表制の一翼を担い、本市の意思決定を行う議決機関として、その権能を発揮します。
・その他行政の仕事をチェックしたり予算を審議するなどの責務がありますが、長崎市議会基本条例によることとしています。

☞11ページ 第6条

・まちの現状や課題を市民と情報共有しながら、参画と協働によるまちづくりを推進します。
・条例の趣旨が施策等に反映されていることを検証します。

☞11ページ 第7条

・職員は、全体の奉仕者として職務を遂行します。
・職員は、この条例上、職務外においては、職員も市民の一員であり、市民の役割を担います。

☞11ページ 第8条

長崎市よかまちづくり ★ 基本条例 ★

平成27年 長崎市条例第39号

【前文】

長崎市においては、これまで市民がまちづくりに参画し、行政とも協働を重ねてきました。それらのつながりをさらに強めることで、どのような時代の変化にも対応できる真に自立した「よかまち」を実現するため、長崎市におけるまちづくりの基本的な考え方や市民の役割等を明確にした、長崎市よかまちづくり基本条例をここに制定します。

私たちのまち長崎市は、鎖国時代には西洋に開かれた唯一の窓口であり、港を通して、多様な異国の文化を受け入れ、先進的な情報を国内に広めるとともに、志を持った若者たちを育み、時代を動かす日本の国づくりに大きく貢献してきた歴史を持っています。

また、原子爆弾の惨禍から市民の英知とたゆまぬ努力によって復興した経験を持つことから、核兵器の廃絶と世界恒久平和を希求し、その実現に向け、自ら行動し続けるまちです。

このような歴史と、日本、中国、西洋を意味する和・華・蘭の文化が融合した異国情緒豊かな長崎市には、交流の史実を物語る出島をはじめ、様々な歴史や文化を象徴する寺社や教会、日本の近代化を支えた産業遺産などがまちの至るところに残っており、中には世界遺産として登録されたものもあります。また、「くんち」や「精霊流し（しょうろうながし）」に代表される祭りや行事も多く、各地域にも特色ある伝統が継承され、未来へと引き継ぐべき貴重な市民の財産となっています。

そして、これらの歴史や文化に加え、深い入江と港を囲む山々が織りなす美しい地形は、世界でも有数の夜景を演出し、新鮮な海の幸や異国との交流の中で育まれてきた和・華・蘭の食文化に、市民のあたたかい心が相まって、訪れる方々をもてなしています。

一方、地域の課題やニーズも多様化・複雑化している現状において、人口減少や少子化・高齢化が進行し、地域のつながりが希薄化するなど、社会の仕組みについても大きな転換期を迎えています。

私たちは、将来のこのまちが、「豊かな自然や歴史と文化を守り、活かしながら、世界中のだれもが訪れたくなるおもてなしに溢れた魅力あるまち」、「すべての市民が安全・安心に暮らし、地域や人のつながりを大切にするまち」、「原爆被爆都市の使命として、被爆体験を語り継ぎ、平和を発信し続けるまち」であることを目指します。

この条例を制定することにより、市民、議会及び行政などあらゆるまちづくりの担い手である私たちが、それぞれの強みを活かし、役割を果たしながら、みんなでまちづくりを進めていきます。

長い歴史の中で、世界との交流により独自の発展を遂げてきたから、今の長崎があるんだね

この条例は、長崎市らしい「よかまち」を実現するための、みんなの約束事なんだね。

そうね。これからは、「みんなでまちをつくる」という気持ちを受け継ぎ、次の世代に引き継いでいかなければならないのね。



まちづくりの宣言

第1条 私たちは、まちづくりに参画し、様々な担い手と協働し、つながりを深め広げることにより、どのような時代の変化にも対応でき、幸せに暮らし活動できる長崎市らしいまちづくりを進めます。



なにを、宣言しているの？

市民の皆さんや、議会、行政など、あらゆるまちづくりの担い手である“私たち”が、
・「長崎のまちをみんなでつくる」
・「自分たちのまちは自分たちでよくする」
という気持ちを共有して、お互いのつながりをさらに深め広げ、「参画」と「協働」による、長崎らしいまちづくりを進めることを宣言しているんですよ。



用語の意味

第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。
ア 住民 本市の区域内に住所を有する者をいいます。
イ 通勤・通学する人 本市の区域内に通勤し、又は通学する者をいいます。
ウ 地域団体 地域のために活動している地域ごとに形成された自治会などの団体をいいます。
エ 市民活動団体等 本市の区域内で不特定かつ多数のものの利益の増進のために活動している個人及び法人その他の団体をいいます。
オ 事業者 本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいいます。
カ 納税者 アからオまでに掲げる個人、法人、団体のほか、本市へ納税している個人、法人、団体をいいます。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。
- (3) まちづくり 地域をより良いものとするための様々な分野における取組みをいいます。
- (4) 市政 市長等又は議会が行う活動をいいます。
- (5) 参画 自らの意思でまちづくりに参加することをいいます。
- (6) 協働 様々な担い手が強い信頼関係のもと、それぞれの強みを発揮して、お互いに協力してまちづくりに取り組むことをいいます。



「市民」って、住んでる人だけなの？

この条例で定める「市民」の範囲は、様々なひとが、助け合い協力し合って、まちに係わっていることから、住民の皆さんや、市内に通勤・通学しているかた、企業、学校、地域団体、NPO等市民活動団体などを含めて、広く「市民」として定めているんですよ。



「まちづくり」って、何？

市民の皆さんにとって、身近な隣近所から、町内や自治会など市内の各地域、また市全体であったり、人々の様々な集まりの場も含めて、様々な場面で、いろいろな分野におけるあらゆる担い手により行われる、「まちをより良いものにするための取組み」をいうんですよ。

まちづくりの基本理念

第3条 私たちのまちづくりの基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 豊かな自然や歴史と文化を守り、活かしながら、だれもが訪れたくなる魅力あるまちづくり
- (2) 地域や人がつながり、だれもが安全・安心に暮らせる住みやすいまちづくり
- (3) 被爆の実相や体験を継承し、平和を発信し続けるまちづくり

基本理念って、なに？



将来のまちに求める姿、理想として掲げる「まち」を実現するための根本となる考え方、まちづくりのあり方を基本理念として定めているんですよ。

まちづくりの基本原則



基本原則って、なに？



「まちづくりの基本理念」を実現するため、まちづくりにあたっての基本的な決まりごとや基本的な進め方を定めているんですよ。

第4条 私たちのまちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 情報共有の原則 市民、議会、市長等が、まちづくりに関して情報を出し合い共有すること
- (2) 参画の原則 市民が、まちづくりに主体的に参画すること
- (3) 協働の原則 市民、議会、市長等が、まちづくりにおいて協働すること

市民の役割

第5条 私たち市民は、自分たちのまちに関心を持ち、自分たちのまちをよく知るために、お互いに情報を出し合い共有します。

- 2 私たち市民は、自分でできることは自分で、自分たちでできることは自分たちでという気持ちで、積極的にまちづくりに参画します。
- 3 私たち市民は、まちづくりにあたり、お互いに相手の立場を理解しあるもいやりをもって、様々な担い手とつながり、積極的に協働します。
- 4 私たち市民は、先人から受け継いた交流により栄えたまちを、さらに発展させ、みんなでまちをつくるという気持ちとともに、未来を担う子どもたちに継承します。



市民は、なにをするの？



市民の皆さんのが、まちづくりにあたり、できる範囲でできることに取り組む心がけを大切にしながら、情報を出し合い共有し参画し協働することを、「市民の役割」として定めているんですよ。

議会の責務

第6条 議会は、市政における二元代表制の一翼を担い、本市の意思決定を行う議決機関として、その権能を発揮します。

- 議会に関する基本的な事項については、長崎市議会基本条例(平成22年長崎市条例第37号)によります。

市長等の責務

第7条 市長等は、効率的で、公正かつ透明性の高い市政運営のため、市民意思の把握に努め、まちの現状や課題を市民と共有して、まちづくりを推進します。

- 市長等は、市民の自主性及び自立性を尊重し、参画と協働によるまちづくりを推進します。
- 市長等は、市民の意見を適切に反映させながら、総合的かつ計画的な市政の運営に取り組むとともに、健全な財政運営を行います。
- 市長等は、国及び他の地方自治体と積極的に連携します。
- 市長等は、世界に貢献するために、これまでの国際交流の歴史を活かしながら、国外の都市等と積極的に連携します。
- 市長等は、適切に職員を指揮監督するとともに、参画と協働によるまちづくりを推進する職員を育成します。
- 市長等は、この条例の趣旨が施策等に反映されていることを検証します。



長崎市は、海外との長い歴史を有しており、昭和30年には、日本で初めての姉妹都市提携をセントポール市と結ぶなど、積極的に国際交流を行っているんですよ。

原爆被爆都市の使命として核兵器廃絶や世界恒久平和の実現を求める活動等を行っています。



職員の責務

第8条 職員は、全体の奉仕者として、法令、条例、規則等を遵守するとともに、市民と情報を出し合い共有しながら、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行します。

- 職員は、様々な担い手とつながり、積極的に参画と協働によるまちづくりに取り組みます。
- 職員は、自らの経験や専門性を活かしながら、市民としての役割を担います。

職員の「経験や専門性」って何？

個人としての経験と職務等で培う知識や専門性のことといいます。

附 則

この条例は、平成27年12月1日から施行する。





みなさん一人一人が、
「長崎のまちをつくるプレーヤー」です。
みんなで力を出し合って、
ステキな長崎のまちをつくりましょう!



「長崎市よかまちづくり基本条例」パンフレット

発 行／長崎市

発 行 日／平成 28 年 3 月 初版

連絡先／都市経営室

住 所／〒850-8685 長崎市桜町 2-22

電話番号／095-829-1111

FAX番号／095-829-1112

ホームページ／<http://www.city.nagasaki.lg.jp/>

E-mail／toshikeiei@city.nagasaki.lg.jp

長崎市よかまちづくり基本条例

検索

